

違法伐採対策に関する自主的行動規範

宮城県木材チップ工業会

制定 平成18年7月26日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえ、宮城県木材チップ工業会（以下「当工業会」という。）は違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対）

1. 当工業会は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

（政府の取組への協力）

2. 当工業会は、我が国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

（合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進）

3. 当工業会は、合法性の証明された木材・木材製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

（合法性等の証明された事業者の認定）

4. 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、当工業会は「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、当工業会の会員事業者の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

（他の団体との連携）

5. 当工業会は、違法伐採対策の実施に当たって、他の林業団体及び木材産業関係団体等との連携を図る。

（情報の公開）

6. 当工業会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

以上

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定 実施要領

宮城県木材チップ工業会
平成18年7月26日作成
平成18年8月 1日公表

第一 目的

本実施要領は、宮城県木材チップ工業会（以下「当工業会」という。）が平成18年7月26日に作成し、8月1日に公表した「違法伐採対策に係る自主的行動規範」（以下「行動規範」という）の4で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定要領」（以下「当実施要領」という）の内容を定めるものである。

第二 当実施要領に基づく認定の対象

1. 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、当工業会の認定事業者として木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、当実施要領に基づく認定を受けなければならない。
2. 当実施要領に基づく認定は、当工業会の会員を対象とし、会員以外の認定については必要があれば認定対象とする。

第三 合法木材供給事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を当工業会へ提出しなければならない。合わせて、所定の認定手数料を当工業会へ納めなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

1. 当工業会は、本実施要領に基づく事業者の認定のため審査委員会（当工業会会長、副会長及び会長が指名する1名にて構成する）を設け、その可否を決定するものとする。審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。

2. 審査委員会は、提出された「合法木材供給事業者認定申請書」の内容について書類審査を実施し、認定の可否を決定した上で申請者にその結果を通知する。必要がある場合は現地調査を実施する。

第五 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品(以下「合法木材」という)とそれ以外の木材・木材製品を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないように分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理帳簿等により把握できること。
- ④ 関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

1. 当工業会は認定事業者に対して、別記2で定める「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとする。
2. 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明書等の発行

1. 認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、証明書を作成し出荷先へ引き渡すものとする。
2. 証明書の様式は、別記3で定める「合法性・持続可能性証明書」、又は既存の納品書等に追加記載(認定番号及び合法木材である旨)することで証明書に代えることができるものとする。

3. 出荷先からの書式指定がある場合には、それに従っても差し支えがないこととする。

第八 取扱実績報告及び公表

1. 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年5月末までに、当工業会へ報告するものとする。
2. 当工業会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当工業会は、必要に応じて、認定事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当工業会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当工業会に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

1. 当工業会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。
2. 当工業会は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業所に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成18年8月1日から施行する。

分別管理及び書類管理方針書

宮城県木材チップ工業会

平成18年7月26日作成

本方針書は、全国木材チップ工業連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成18年3月7日）」を受け、合法性の証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、会員会社工場において、原木等及び当該原木等を原料として製造する木材・木材製品の取扱について適用する。

（分別管理責任者）

- ・宮城県木材チップ工業会会員内における分別管理を適切に行うため、事務局、植村光實を会の分別管理責任者として定める。
- ・会員会社は分別管理責任者を定め、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行わせるものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木等の入荷に当たっては、証明書等により合法木材であるかそれ以外の木材であるかを確認する。間伐材等は未利用資源として証明は不要であるとされているが、書類等を確認の上、合法木材と同様に取扱うこととする。
- ・原木等の保管に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が、混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・加工に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・製品等の出荷に当たっては、合法木材であることを確認の上、証明書等を添付する。
- ・製品等の保管に当たっては、合法木材を原料として製造したものと、それ以外の木材を原料として製造したものが混入しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- ・会員会社の分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に関わる、入荷量・消費量及び出荷量・生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・合法木材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書等及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

別記1 (事業者認定申請書の様式)

合法木材供給事業者認定申請書

平成 年 月 日

宮城県木材チップ工業会
会長 笹森 篤 殿

(申請者)

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

宮城県木材チップ工業会の認定を得て木材・木材製品の合法性の証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとうり関係書類を添えて申請します。

記

1. 創業年、従業員数 :
2. 取扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量 (別添のとうり)
3. 事業所の敷地、建物及び施設 (土場、倉庫等) の配置状況 : (別添のとうり)
4. 分別管理及び書類管理の方針 : (別添のとうり)
5. その他 (ISO,JAS 等の認定があれば記入して下さい。) : (別添のとうり)

取扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量

主要品目	年間数量	単位	証明しようとする品目に ○印を記入
チップ		BDT	
GP材		BDT	
原木・素材		m ³	
製材品		m ³	
その他 ()			
その他 ()			
その他 ()			

ISO, JASの認定

ISOの登録	認定年月日 : 認定区分 : 認定種類 : 認定品目 :
JASの認定	登録年月日 : 登録番号 : 登録種類 :

認定申請書に添付する書類

事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

*別図を添付しても構いません。

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the attachment of a site plan or configuration diagram showing the layout of the business premises, buildings, and facilities (such as yards and warehouses).

分別管理及び書類管理方針書

申請事業者： _____

平成18年 月 日作成

当社は、宮城県木材チップ工業会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成18年7月26日）」を受け、合法性の証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という）の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を下記の通り定め、実施します。

（適用範囲）

この方針書は、当社が扱う木材・木材製品の取扱について適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、 _____ を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木等の入荷に当たっては、証明書等により合法木材であるかそれ以外の木材であるかを確認する。間伐材等は未利用資源として証明は不要であるとされているが、書類等を確認の上、合法木材と同様に取扱うこととする。
- ・原木等の保管に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が、混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・加工に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・製品等の出荷に当たっては、合法木材であることを確認の上、証明書等を添付する。
- ・製品等の保管に当たっては、合法木材を原料として製造したものと、それ以外の木材を原料として製造したものが混入しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- ・分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に関わる入荷量・消費量及び出荷量・生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・合法木材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書等及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上